

新 旧 対 照 表

改定後	現 行	備考																												
<p>「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」に関するQ&A 令和8年4月版</p> <p>Q1：山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により積算する工事において、「率計上されるものは、別表－1の内容のうち、原則として計上項目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用」と記載があるが、下例のように現場に馴染まない項目がある場合、選択する項目を変更してもよいか。 (例) 比較的小規模又は短期間の工事で、現場事務所を設置しないため、営繕関係の項目が馴染まない。 山奥の工事のため、安全関係の項目が馴染まない。</p> <p>A1：実施時の選択にあたっては、地域の状況や工事内容によって、費目及び内容の数を変更しても構いません。 別表－1の内容であれば、費目及び内容の数に関わらず、受注者から提出のあった見積書の金額が、現場環境改善費の率計上分よりも高価である場合に、設計計上します。 なお、設計計上の可否については、当該現場において効果が期待されるものであるかを発注者が評価します。</p>	<p>「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」に関するQ&A 令和4年12月版</p> <p>Q1：変更設計にて現場環境改善費を設計計上する条件に、山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事の場合、「別表－1に示す各計上項目のうち、5内容（いずれか1項目のみ2内容）実施していること。」と記載があるが、別表－1に示すものから、どれでも5内容実施していればよいのか。</p> <p>A1：山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事の場合は、別表－1に示す計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域貢献）の<u>4</u>項目から最低<u>1</u>内容ずつ、いずれかの計上項目のみ2内容の、合計5内容実施する必要があります。なお、実施する内容の事例は別表－3に記載していますが、あくまで参考であるため、「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」の趣旨に沿う内容であれば別表－3への記載の有無に関わらず、評価の対象とします。 (実施内容数と設計計上の対象/対象外の例)</p> <table border="1" data-bbox="1308 1018 2172 1339"> <thead> <tr> <th>計上項目</th> <th colspan="3">実施内容数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1</td> <td>1</td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>地域貢献</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td><u>4</u></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>設計変更の対象</td> <td>対象</td> <td><u>対象外</u></td> <td><u>対象外</u></td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施内容数			仮設備関係	2	1	1	営繕関係	1	1	1	安全関係	1	1	<u>0</u>	地域貢献	1	1	3	計	5	<u>4</u>	5	設計変更の対象	対象	<u>対象外</u>	<u>対象外</u>	<p>変更</p> <p>実施要領の改定に伴う変更</p>
計上項目	実施内容数																													
仮設備関係	2	1	1																											
営繕関係	1	1	1																											
安全関係	1	1	<u>0</u>																											
地域貢献	1	1	3																											
計	5	<u>4</u>	5																											
設計変更の対象	対象	<u>対象外</u>	<u>対象外</u>																											
<p>Q2：山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により積算する工事において、別表－1の内容について4つを超えて実施する場合、4つを超える分について見積により計上してよいか。</p> <p>A2：実施する内容が4つを超える場合であっても、費目及び内容の数に関わらず、受注者から提出のあった見積書の金額が、現場環境改善費の率計上分よりも高価である場合に、現場環境改善費の率計上分を設計計上します。 なお、設計計上の可否については、当該現場において効果が期待されるものであるかを発注者が評価します。</p>	<p>Q2：山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事において、現場環境改善に資する内容を5内容以上実施した場合、発注者に提出する見積書に、5内容以上に関する経費を計上してよいか。</p> <p>A2：山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事において、5内容以上の現場環境改善に資する内容を行った場合についても、5内容に関わる経費のみを見積書に計上するものとします。ただし、山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の場合は、1内容以上の経費を見積書に計上してよいものとします。</p>	<p>実施要領の改定に伴う変更</p>																												

新 旧 対 照 表

改定後	現 行	備考
<p>Q 3 : 発注者に提出する見積書に、現場管理費や一般管理費等に関する経費を計上してよいか。</p>	<p>Q 3 : 発注者に提出する見積書に、現場管理費や一般管理費等に関する経費を計上してよいか。</p>	
<p>A 3 : 設計計上する現場環境改善費は、現場管理費及び一般管理費等の率計算の対象額になるため、現場管理費及び一般管理費等に関する経費については、見積書への計上は認めません。</p>	<p>A 3 : 設計計上する現場環境改善費は、現場管理費及び一般管理費等の率計算の対象額になるため、現場管理費及び一般管理費等に関する経費については、見積書への計上は認めません。</p>	
<p>Q 4 : 1 つの工事の中に施工箇所が複数ある場合は、施工箇所毎に設計計上するのか。</p>	<p>Q 4 : 1 工事の中に複数施工箇所がある場合は、どのように設計計上の可否を判断するのか。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>A 4 : 1 つの工事の中に施工箇所が複数あり、それぞれの施工箇所で現場環境改善に取り組んだ場合は、施工箇所毎の実施内容がわかる見積書を提出し、実施箇所毎の費用を計上します。</p>	<p>A 4 : 1 工事の中に複数施工箇所がある場合は、1 施工箇所毎で設計計上する条件を満足すれば、設計変更の対象とし、実施箇所毎の費用を計上します。</p>	
<p>Q 5 : 現場環境改善費として実施予定だった内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したのちに、現場の都合により実施を取りやめた。実施を取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はあるか。</p>	<p>Q 5 : 現場環境改善費として実施予定だった内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したのちに、現場の都合により実施を取りやめた。実施を取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はあるか。</p>	
<p>A 5 : 取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はありませんが、設計計上の対象とはなりません。また、取りやめる場合は、監督職員に速やかに報告してください。</p>	<p>A 5 : 取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はありませんが、設計計上の対象とはなりません。また、取りやめた場合は、監督職員に速やかに報告してください。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>Q 6 : 現場環境改善費として実施予定の内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したが、発注者より現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないとの回答があった。設計計上する内容として評価されなかった場合も、実施しないといけないうか。</p>	<p>Q 6 : 現場環境改善費として実施予定の内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したが、発注者より現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないとの回答があった。設計計上する内容として評価されなかった場合も、実施しないといけないうか。</p>	
<p>A 6 : 発注者から現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないと回答があった場合、その内容について実施するかは受注者の任意ですが、実施した場合でも設計計上の対象にはなりません。</p>	<p>A 6 : 発注者から現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないと回答があった場合、その内容について実施するかは受注者の任意ですが、実施した場合でも設計計上の対象にはなりません。</p>	
<p>Q 7 : 積み上げ計上分の費用はどのように算出するのか。</p>	<p>Q 7 : 積み上げ計上分の費用はどのように算出するのか。</p>	
<p>A 7 : 積み上げ計上分の費用は、見積や物価資料等によるものとします。</p>	<p>A 7 : 積み上げ計上分の費用は見積によるものとします。ただし、積み上げ計上分は、率分で計上することが適当でないと判断される場合にのみ適用するものとし、原則は率計上によるものとします。</p>	<p>実施要領の改定に伴う変更</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行	備 考
<p>Q 8 : 購入品の場合、見積書に当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上することになるが、購入時の伝票等の根拠資料を提出する必要があるか。</p> <p>A 8 : 根拠資料の提出は不要ですが、見積書に減価償却費の根拠となる購入価格や耐用年数、設置期間を記入してください。ただし、見積書に記載された減価償却費に疑義がある場合は、監督職員が根拠資料の提示を求めることがあります。</p>		追加
<p>Q 9 : 減価償却費を算定する際の耐用年数はどのように決めたらよいか。</p> <p>A 9 : 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき算定してください。 (主な減価償却資産の耐用年数表 (国税庁HP)) : https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm</p>		追加
<p>Q10 : 現場環境改善費の積み上げ分は、現場管理費及び一般管理費等の率分の対象となるか。特殊集計区分を設定する必要があるか。</p> <p>A10 : 率分の対象となるため、特殊集計区分は設定しません。</p>		追加
<p>Q11 : 快適トイレを設置した場合、現場環境改善費の対象となるか。</p> <p>A11 : 快適トイレについては、「土木系工事における快適トイレの実施要領」により設計計上します。 なお、快適トイレの積算上限額を超える場合は、超過した費用を、現場環境改善 (営繕関係) の実施内容の対象とすることができます。</p>		追加
<p>Q12 : 実施状況の報告は、どのように行えばよいか。</p> <p>A12 : 工事完成時に、実施状況のわかる写真を提出 (納品) してください。 なお、実施をとりやめる場合は、監督職員に速やかに報告してください。</p>		追加

「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」に関するQ & A

令和8年4月版

Q 1 : 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により積算する工事において、「率計上されるものは、別表－1の内容のうち、原則として計上項目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用」と記載があるが、下例のように現場に馴染まない項目がある場合、選択する項目を変更してもよいか。

（例）比較的小規模又は短期間の工事で、現場事務所を設置しないため、営繕関係の項目が馴染まない。

山奥の工事のため、安全関係の項目が馴染まない。

A 1 : 実施時の選択にあたっては、地域の状況や工事内容によって、費目及び内容の数を変更しても構いません。

別表－1の内容であれば、費目及び内容の数に関わらず、受注者から提出のあった見積書の金額が、現場環境改善費の率計上分よりも高価である場合に、設計計上します。

なお、設計計上の可否については、当該現場において効果が期待されるものであるかを発注者が評価します。

Q 2 : 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）により積算する工事において、別表－1の内容について4つを超えて実施する場合、4つを超える分について見積により計上してよいか。

A 2 : 実施する内容が4つを超える場合であっても、費目及び内容の数に関わらず、受注者から提出のあった見積書の金額が、現場環境改善費の率計上分よりも高価である場合に、現場環境改善費の率計上分を設計計上します。

なお、設計計上の可否については、当該現場において効果が期待されるものであるかを発注者が評価します。

Q 3 : 発注者に提出する見積書に、現場管理費や一般管理費等に関する経費を計上してよいか。

A 3 : 設計計上する現場環境改善費は、現場管理費及び一般管理費等の率計算の対象額になるため、現場管理費及び一般管理費等に関する経費については、見積書への計上は認めません。

Q 4 : 1つの工事の中に施工箇所が複数ある場合は、施工箇所毎に設計計上するのか。

A 4 : 1つの工事の中に施工箇所が複数あり、それぞれの施工箇所現場環境改善に取り組んだ場合は、施工箇所毎の実施内容がわかる見積書を提出し、実施箇所毎の費用を計上します。

Q 5 : 現場環境改善費として実施予定だった内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したのちに、現場の都合により実施を取りやめた。実施を取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はあるか。

A 5 : 取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はありませんが、設計計上の対象とはなりません。また、取りやめる場合は、監督職員に速やかに報告してください。

Q 6 : 現場環境改善費として実施予定の内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したが、発注者より現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないとの回答があった。設計計上する内容として評価されなかった場合も、実施しないといけないか。

A 6 : 発注者から現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないと回答があった場合、その内容について実施するかは受注者の任意ですが、実施した場合でも設計計上の対象にはなりません。

Q 7 : 積み上げ計上分の費用はどのように算出するのか。

A 7 : 積み上げ計上分の費用は、見積や物価資料等によるものとします。

Q 8 : 購入品の場合、見積書に当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上することになるが、購入時の伝票等の根拠資料を提出する必要があるか。

A 8 : 根拠資料の提出は不要ですが、見積書に減価償却費の根拠となる購入価格や耐用年数、設置期間を記入してください。ただし、見積書に記載された減価償却費に疑義がある場合は、監督職員が根拠資料の提示を求めることがあります。

Q 9 : 減価償却費を算定する際の耐用年数はどのように決めたらよいか。

A 9 : 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき算定してください。

(主な減価償却資産の耐用年数表 (国税庁HP) :

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>)

Q10：現場環境改善費の積み上げ分は、現場管理費及び一般管理費等の率分の対象となるか。特殊集計区分を設定する必要があるか。

A10：率分の対象となるため、特殊集計区分は設定しません。

Q11：快適トイレを設置した場合、現場環境改善費の対象となるか。

A11：快適トイレについては、「土木系工事における快適トイレの実施要領」により設計計上します。

なお、快適トイレの積算上限額を超える場合は、超過した費用を、現場環境改善（営繕関係）の実施内容の対象とすることができます。

Q12：実施状況の報告は、どのように行えばよいか。

A12：工事完成時に、実施状況のわかる写真を提出（納品）してください。

なお、実施をとりやめる場合は、監督職員に速やかに報告してください。

熱中症対策に関する費用についてのQ&Aは
別途公表する「土木系工事・業務における猛暑対策 Q&A 集」を参照してください。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>